

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

牛の結核病の検査の実施	(畜産課)	一
牛のブルセラ病の検査の実施	(同)	二
牛のヨーネ病の検査の実施	(同)	二
死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	二
牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チ	(同)	三
ユウザン病及び牛流行熱の検査の実施	(同)	三
馬伝染性貧血の検査の実施	(同)	三
豚のオーエスキー病の検査の実施	(同)	三
豚の流行性脳炎の検査の実施	(同)	四
家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査の実施	(同)	四
みつばちの腐蛆病の検査の実施	(同)	四

## 告示

岐阜県告示第百九十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛の結核病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 実施の目的

牛の結核病発生予防のため

### 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後九十日未満のものを除く）	大垣市、関市、美濃市、羽島市、中津川市、郡上市、飛騨市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡、大野郡
2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	

### 三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する結核病の検査方法による

### 四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第二百号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のブルセラ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のブルセラ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち過去二年以内（平成十八年度及び平成十九年度内）に検査を受けていない牛（生後九十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	大垣市、関市、美濃市、羽島市、中津川市、郡上市、飛騨市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡、大野郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するブルセラ病の検査方法による

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第二百一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のヨーネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のヨーネ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。） 2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	岐阜市、高山市、各務原市、土岐市、美濃加茂市、瑞浪市、恵那市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、本巣郡、養老郡、不破郡、加茂郡、可児郡

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するヨーネ病の検査方法による

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第二百二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛

三 実施する区域

四 県内全域  
検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による

家畜伝染病予防法施行規則別表第一の伝達性海綿状脳症の検査方法による  
五 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第二百三三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
未越夏牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

三 実施する区域  
県内全域

四 検査の方法  
中和試験

五 実施の期日  
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第二百四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

3 1又は2の馬と同一施設内で飼育している馬

4 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）による競馬に出場する馬

5 1から4までに該当する馬のほか、家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

三 実施する区域  
県内全域

四 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する馬伝染性貧血の検査方法による

五 実施の期日  
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第二百五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオーエスキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

豚のオーエスキー病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
繁殖豚及び繁殖候補豚

三 実施する区域  
県内全域

四 検査の方法  
エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

五 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所管家畜保健  
衛生所長が指定する日

岐阜県告示第二二六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次  
のとおり豚の流行性脳炎の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越冬豚（原則としてワクチン接種を行わない豚）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

赤血球凝集抑制反応法

五 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所管家畜保健  
衛生所長が指定する日

岐阜県告示第二二七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次  
のとおり、家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病の検査を  
実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症、ニューカッスル病及びマイコプラズマ病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

1 家きんサルモネラ感染症及びマイコプラズマ病については、急速凝集反応法

2 ニューカッスル病については、赤血球凝集抑制反応法

五 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所管家畜保健  
衛生所長が指定する日

岐阜県告示第二二八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次  
のとおりみつばちの腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

三 みつばち(所管家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く)  
実施する区域

県内全域

四 検査の方法

肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

五 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

平成二十年三月二十一日印刷  
平成二十年三月二十一日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))